

〔所得の算定〕

		夫の所得	妻の所得	備考
所得額(A)				所得額＝年間収入金額－必要経費 (源泉徴収票でいうと、給与所得控除後の金額)
控除額	①児童手当法による控除額	80,000円	80,000円	社会保険料等相当額
	②雑損控除額			控除された額
	③医療費控除額			控除された額
	④小規模企業共済等掛金控除額			控除された額
	⑤障害者控除額			270,000円×該当者数
	⑥特別障害者控除額			400,000円×該当者数
	⑦勤労者学生控除額			270,000円
小計(B)				
(A)－(B)				



夫と妻の所得の合計額

←730万円未満であれば助成対象